

令和3年度 集団指導

事業所運営上の留意点

太田市福祉こども部 社会福祉法人監査室

1. 指導監査の類型

介護保険サービスの指導監査は、

サービスの質の確保 及び 保険給付の適正化

を図ることを目的とする。

- ① 集団指導 : 介護保険制度の改正内容、報酬の算定方法、指摘事例・工夫事例等について、講習形式にて周知徹底を行う。
- ② 実地指導 : 基準条例や報酬告示等を満たしているか、事業所に赴き、関係書類の調査や関係職員へのヒアリングにより行う。
- ③ 監査 : 著しい基準違反及び報酬の不正請求が疑われた場合等に、当該違反等の事実確認のために行う。

1. 指導監査の類型

指導と監査の違い

指導 … 利用者に対するサービスの質の確保・向上を図るため、制度管理の適正化や改善に向けての助言等を行う。

監査 … 指定基準違反や不正請求等が認められる(疑われる)場合に、行政処分も念頭に、その事実確認を行う。



【指導】



【監査】

2. 実地指導の重点

- ① 基準条例に規定する人員基準を満たしているか
- ② サービスの提供に当たって、「尊厳の保持」及び「自立支援」を基本方針とし、計画からサービス提供までの一連のプロセスを適切に行っているか
- ③ 報酬告示等に基づき介護報酬の請求を適切に行っているか

3. 監査による処分等

基準違反等の疑い

監査【介護保険法第78条の7ほか】

不正請求、虚偽報告
著しい基準違反等

不適切な請求
一定の基準違反等

指導
(指摘、注意、口頭)

①

②

③

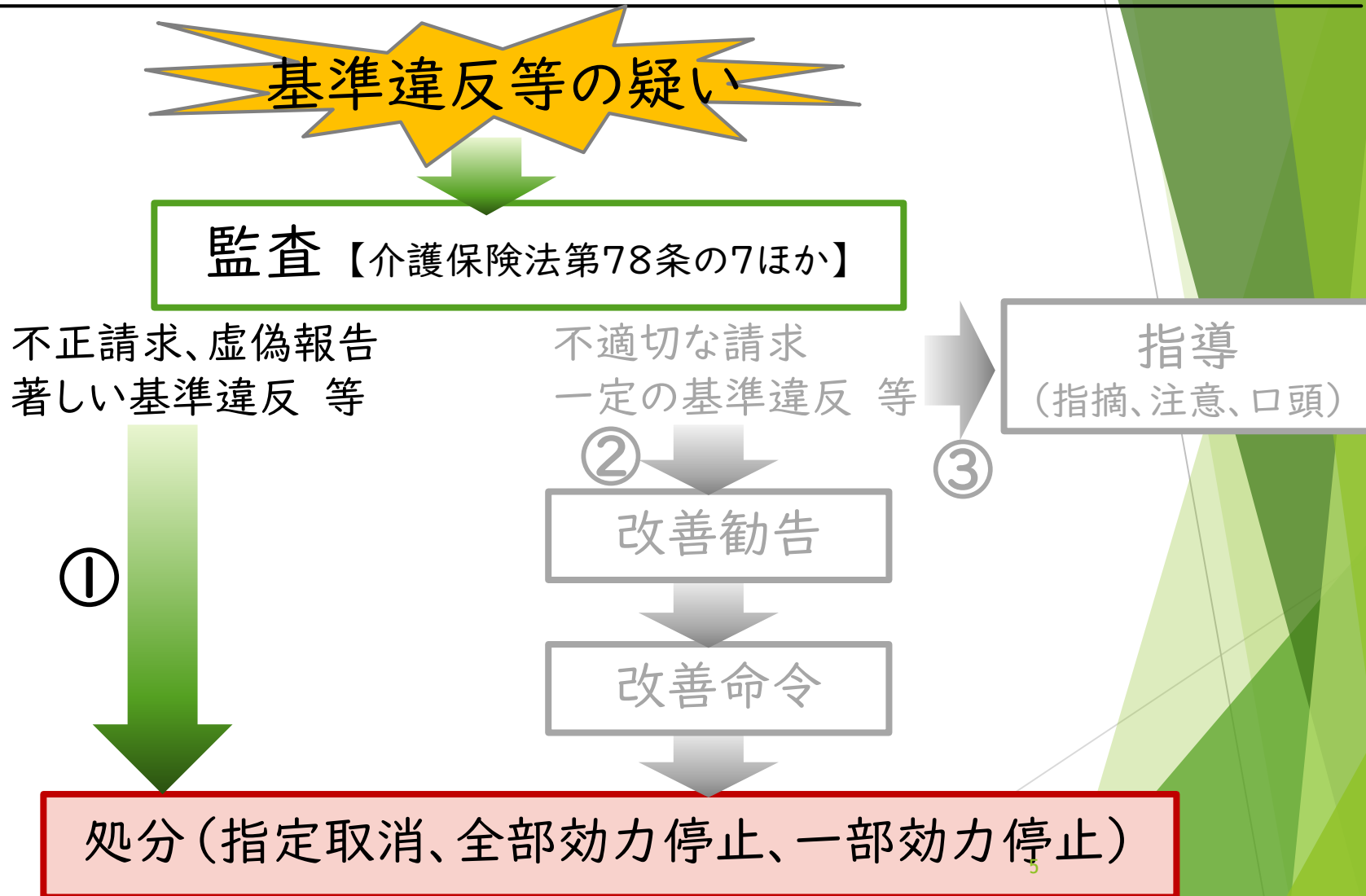
改善勧告

改善命令

処分(指定取消、全部効力停止、一部効力停止)

※事業所名、代表者氏名、内容等を公示

3. 監査による処分等 (パターン①)



※事業所名、代表者氏名、内容等を公示

3. 監査による処分等 (パターン②)

基準違反等の疑い

監査【介護保険法第78条の7ほか】

不正請求、虚偽報告
著しい基準違反等

不適切な請求
一定の基準違反等

指導
(指摘、注意、口頭)

①

②

③

改善勧告

改善命令

処分(指定取消、全部効力停止、一部効力停止)

※事業所名、代表者氏名、内容等を公示

3. 監査による処分等 (パターン③)

基準違反等の疑い

監査【介護保険法第78条の7ほか】

不正請求、虚偽報告
著しい基準違反等

不適切な請求
一定の基準違反等

指導
(指摘、注意、口頭)

①

②

③

改善勧告

改善命令

処分(指定取消、全部効力停止、一部効力停止)

※事業所名、代表者氏名、内容等を公示

3. 監査による処分等

群馬県内の行政処分の事例（抜粋）

年度	種別	処分内容	理由
R2	通所介護	指定取消	虚偽の勤務形態一覧表を提出し、不正に加算請求。
R2	訪問介護	全部効力停止 (3ヶ月)	虚偽の記録作成による介護報酬の不正請求。
R1	通所介護	全部効力停止 (3ヶ月)	介護職員処遇改善加算における一部不支給(不正請求)。
H29	居宅	指定取消	モニタリング等の未実施による減算をせず、介護報酬を不正に請求。
H29	訪問介護	指定取消	介護報酬の不正請求及び虚偽報告・虚偽答弁。

4. 高齢者虐待の防止

高齢者虐待とは、

高齢者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放任・放棄	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置など、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応など、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

4. 高齢者虐待の防止

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移

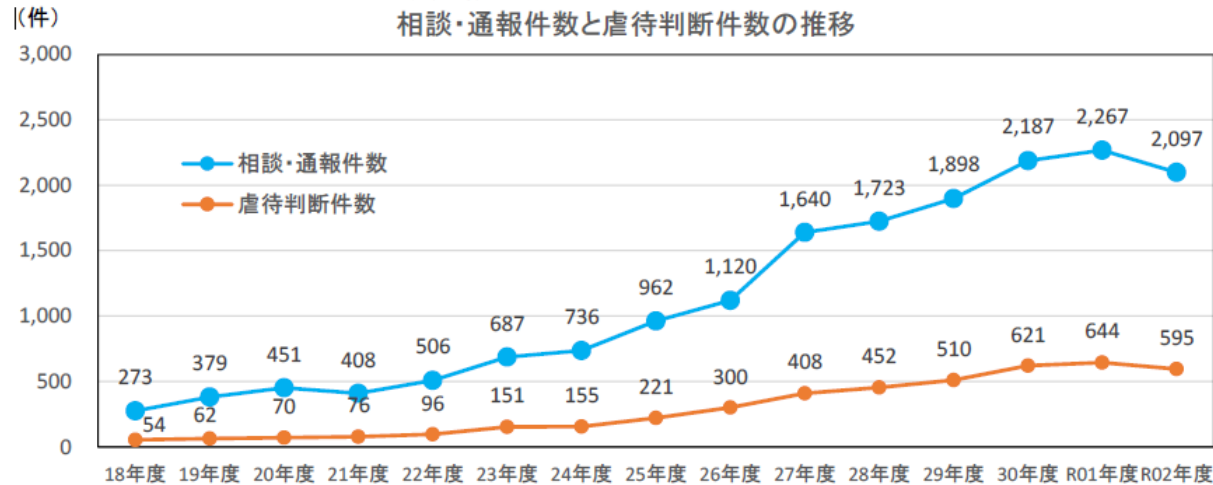
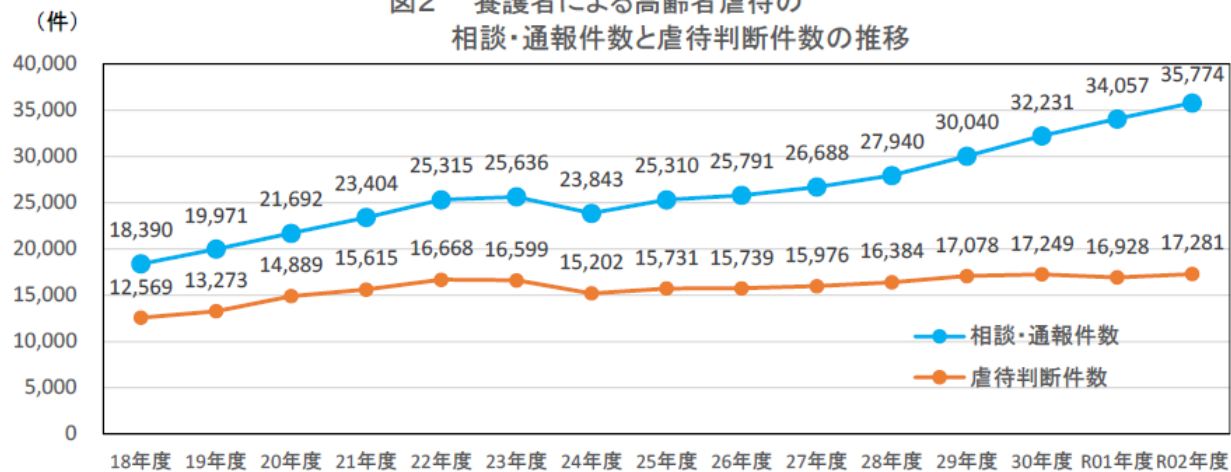


図2 養護者による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



(出典:厚生労働省HP)

4. 高齢者虐待の防止

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、令和3年度制度改正により全ての介護サービス事業者で、

- ▶ 虐待防止検討委員会の定期開催
- ▶ 虐待防止のための指針の整備
- ▶ 虐待防止のための研修の定期実施
- ▶ 担当者の設置

が義務付け。(3年の経過措置あり)

4. 高齢者虐待の防止

取り組み例

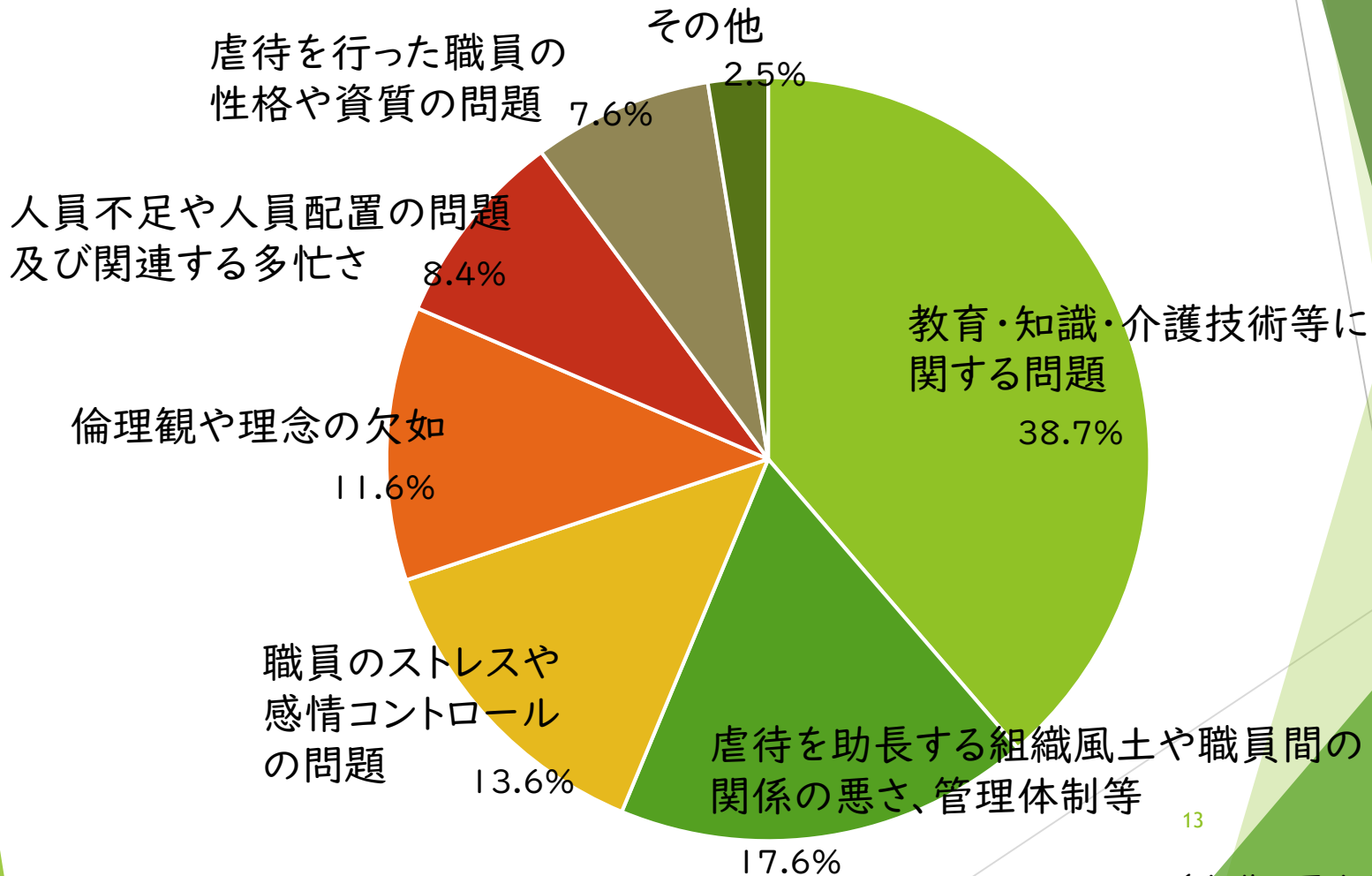
- ① 職員研修の実施、苦情処理体制の整備等
 - ▶ 虐待防止委員会の設置
 - ▶ マニュアル作成
 - ▶ 事業所理念や運営方針の規定
 - ▶ チェックリストの作成
 - ▶ 厚労省HPの資料等を活用した事業所内研修

- ② 職員への支援体制の整備
 - ▶ 労働安全衛生法に基づくストレスチェックの実施
 - ▶ 定期的な面談によるストレス・メンタルヘルス状況の確認

- ③ 通報・報告しやすい体制の整備
 - ▶ ヒヤリハット、事故報告等の様式
 - ▶ 意見箱の設置
 - ▶ 内部通報のマニュアル・体制の整備

4. 高齢者虐待の防止

要介護施設における虐待の発生要因



4. 高齢者虐待の防止

虐待の事実が確認された場合、当該事実は公表され、場合によっては行政処分となる等、施設の信頼性に多大な影響を与える可能性があります。

ほとんどのケースが、

「これくらいは虐待に当たらないと思っていた」

「虐待という認識はあったが抑えられなかった」

⇒ 職員への教育及びケアで防止可能

重要なのは、『職員個人の問題』ではなく、

施設全体で防止に取り組む意識、風土づくり

5. 身体拘束の原則廃止

介護保険施設等においては身体拘束が原則として禁止されており、高齢者の人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢の下で、サービスの提供を行うことが求められている。『緊急やむを得ず』身体拘束を行う場合には、利用者の心身の状態や切迫性等について十分検討した上で、身体拘束の内容や時間等を詳細に記録しなければならない。

【『緊急やむを得ない場合』に該当する3要素】 ※すべて満たしていること

- ・切迫性 : 本人又は他利用者が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性 : 身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ・一時性 : 身体拘束が一時的なものであること

違反した場合、「人格尊重義務違反」「虐待防止措置義務違反」として指定取消等の行政処分を受ける場合もあります。

6. 適切なケアマネジメント手法

各介護支援専門員によるケアマネジメントの質のばらつきを是正するため、科学的なエビデンスに基づいたケアプランが誰にでも作成できるように、そのプロセスや支援内容について整理・体系化を目指す。

期待されること … どの利用者に対しても、一定以上の水準が担保された（再現性の高い）ケアマネジメントを提供できる

基本ケア（高齢者の機能と生理を踏まえたケア）
本人の生活の継続を支援する基盤となる支援内容

対象：全員



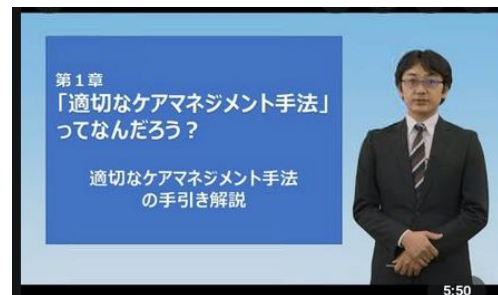
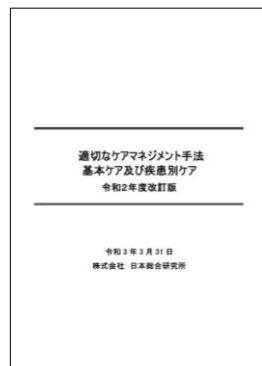
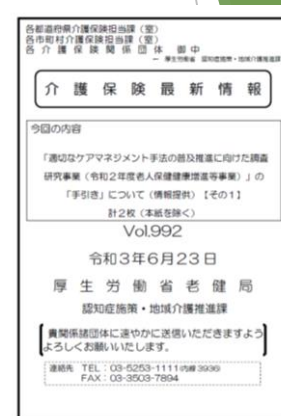
疾患別ケア（疾患の特徴を踏まえたケア）
各疾患の特性に応じた支援内容

対象：該当者

6. 適切なケアマネジメント手法

【公開資料】

- ・ 介護保険最新情報 Vol.992 ,Vol.1005
Vol.1023 ,Vol.1027
Vol.1032
- ・ 「適切なケアマネジメント手法」の手引き
- ・ ケアマネジメントにおけるアセスメント/モニタリング標準化
(各疾患別)
- ・ (株)日本総合研究所のHP 及び 解説動画(YouTube)



ご清聴いただきありがとうございますございました

今後とも、よりよいケアの実現及び保険給付の適正化へのご協力をお願いいたします。